

経営所得安定対策等の申請に係る注意点

① 牧草(イタリアン・セタリア・テクグラス・ローズグラス・青刈ヒエ・青葉ミレット等)の生産者へ

令和4年4月(4年度)から令和6年3月(5年度)までに収穫する牧草の「種子購入伝票」の提出が必要です。(令和5年度実績確認時に提出)各自、牧草の種子購入伝票の保管をお願いします。
※実績確認は、11月から12月を予定しています。

② 交付対象水田

たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は交付対象外となります。現場の課題を検証しつつ、今後5年間(令和4~8年度まで)で一度も水張り(水稲作付)が行われない農地は令和9年度以降交付対象となりません。

③ 農地の貸借について

農地を借りる(貸す)には農地に関する法律(農地法や農業経営基盤強化促進法)に基づき農業委員会の許可を得る必要があります。特に、複数年にわたり同じ農家が耕作される場合等は利用権等の設定手続きをお願いします。

しかしながら、短期であることやその他の理由等で、利用権等の設定が難しい自作地(利用権設定等含む)以外の水田を耕作する場合は、「水田利用に関する同意書」の提出が必要です。(5月末日までに要提出)

※利用権等の設定手続きは6月初旬までに農業委員会で手続きをしてください。

④ イタリアン・えん麦等(二毛作・耕畜連携の対象作物)の生産者へ

令和5年3月末(4年度)までに収穫された作物や、令和6年3月末までに収穫(標準収量の8割が目安)できない作物については、令和5年度分として申請できません。

事実と異なる申請や報告が判明すると、虚偽として交付金の返還になりますのでご注意ください。

⑤ 加工用米、飼料用米の生産者へ

加工用米や飼料用米に対する交付金は、申請時の圃場内容と、出荷先との播種前契約の内容が合致していることが条件となります。

そのため、出荷先と十分に協議を行い、作付圃場を確定させた上で申請してください。

なお、申請内容と作付した圃場が違う場合は、交付金が交付されない場合があります。

※コメ新市場開拓等促進事業の申請ほ場は原則変更が認められません。新たに加工用米の作付ほ場を申請する場合は、従来の戦略作物助成の対象作物として扱います。御了承ください。

⑥ 新規需要米の生産者へ

飼料用米・米粉用米・WCS用稲(稲発酵粗飼料)・青刈り稲・わら専用稲については別途申請が必要となります。

※申請日程は、5月中旬以降に予定しています。

※郵送にて連絡しますので、必ず出席してください。

⑥ 大豆・そば生産者へ

交付金を受け取るには、実需者(農協又は農協外)との出荷・販売契約等を締結することが必要です。(播種前契約)

個人情報の取扱い

以下の個人情報の取扱いについてをよくお読みになり、その内容に同意する場合は「交付申請書」の「個人情報の取扱い」欄の「同意する」に○を付けてください。

経営所得安定対策等交付金に係る個人情報の取扱いについて

農林水産省、地域農業再生協議会は、経営所得安定対策等の交付金を交付するために、本対策の参加者から提出された申請書等に記載された個人情報を「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」及び関係法令に基づき適正に管理し、本対策の各交付金の交付に係る交付事務のために利用します。

また、農林水産省、地域農業再生協議会は、本対策の各交付金の交付のほか、次の事業等（注 1）に係る交付金の交付等に当たり、本対策の申請書等に記載された内容及び交付決定の内容等を申請者の関係する次の関係機関（注 2）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。このほか、農林水産統計調査の母集団整備や調査事項の確認・補完等、収入減少影響緩和交付金の計算、米穀流通監視業務の調査等を行うために、本申請書等に記載された内容を各地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務所で必要最小限度内において利用する場合があります。

なお、この個人情報の取扱いについて同意された場合は、本対策の交付金の交付事務上、申請書等の訂正が必要になったときでも、農林水産省が関係機関に申請書等の内容について照会して訂正手続を行うなど訂正手続が軽減されるほか、申請者が関係する本対策以外の各事業の交付金等においても書類の提出が不要になる等、手続が簡素化されます。

さらに、農林水産省、地域農業再生協議会が行った作付面積等の確認結果に基づき、農林水産省、地域農業再生協議会が交付申請書及び営農計画書の内容を訂正することがあります。

事業等 (注 1)	農業共済事業、農業経営収入保険事業、最適土地利用対策、環境保全型農業直接支払交付金、人・農地将来ビジョン確立・実現支援事業、農地集積・集約化等対策事業、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく交付金の交付、農家負担金軽減支援対策事業、畜産生産力・生産体制強化対策事業、国産畜産物安心確保等支援事業、環境負荷軽減型持続的生産支援事業、農業者年金事業 等
機関等 (注 2)	都道府県、市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、登録検査機関、都道府県種子協会、農業共済組合連合会、農業共済組合等、独立行政法人農畜産業振興機構、独立行政法人農業者年金基金、都道府県土地改良事業団体連合会、土地改良区 等